

中央教育審議会 初等中等教育分科会
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会
における主な意見

(○：7月17日 第11回、●：8月20日 第12回)

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- 日本において幼児教育・保育段階では、障害のある子供あるいは障害の疑いのある子供、合理的配慮や教育的な支援を必要としている子供の受入れが十分なされておらず、幼児教育・保育の機会保障が十分なされていない。文部科学省を中心として、幼稚園、こども園、保育所においてのこれらの子供の受入れや家族・家庭支援の充実を図っていくという方向性が重要。
- 乳幼児の保護者の場合、障害の受容・理解について非常に難しい。また、診断を受けることによって幼稚園等への受入れがなされない場合があったり、前のめりの支援によって二次的な障害や保護者や家庭の難しい状況を生むことにつながりかねないため、慎重さも兼ね合わせて進めていくことが重要。
- 就学前の段階で保護者が問題意識を持つこと、そして、その保護者へ、どのようなシステムでこれから特別支援教育が進んでいくのか、連携支援がどう行われるのか、どのような高校へ進学できるのか、どのような就労に結び付くのかというような情報提供を早い段階で行っていくことが非常に重要。
- インクルーシブ教育の下に共に学ぶ取組を進めるためには、障害のあるお子さんの保護者への丁寧な説明と同時に、障害のない子供の保護者への理解も重要。
- 全ての保護者に情報を伝えるため、例えば、文科省で作成済みの保護者向けハンドブックを自治体ごとにカスタマイズして、児童生徒、保護者全員に配布するといった取組を具体的に追記すべきではないか。
- 小中学校における障害のある子供について、集団から取り出して個別に指導をした方がよい場合があっても、本人の意向、保護者の意向、学校の態勢が整わない等により実現できない状況があるため、柔軟な体制で取り出せて子供たちが学べるようにすべき。
- 小学校低学年の段階において読み書き特性の調査を行うべきではないか。
- 特別支援学級や通級による指導の指導体制を充実させ、現場に応じて、もう少し柔軟に対

応が可能にならないか。

- 特別支援教育のエリアコーディネーターが、いかにそれぞれの現場を支援していただけるかという役割の明確化も課題。
- リモートワークが進んでいる経済界の動きに、「ICT を活用した在宅就労」がしっかりと結び付くことが重要。イメージが具体的に今後各企業から提案され、教育がそのニーズに対してきちんと対応していけるようになれば、これまで就労できなかった方の在宅就労が可能になっていくという期待感があるので、経済界と一緒に推進していただきたい。
- 特別支援学校の設置基準は設けられるべきと考えるが、基準の内容によっては既存施設の多くが基準を満たしていないということになる可能性もあり、設置者には施設の増改築等の整備対応が強く求められるようになると考える。

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

- 支援学級、通級に通う子供たちの資質向上のため、児童生徒が身に付けるスキルと、教師に求められる指導スキルを明確に体系化し、教員研修等で普及することについて明記すべきではないか。

Ⅳ. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

- インクルーシブ教育として一人一人の児童生徒を尊重した個別最適な教育を学びの連続性を持って進めていく上でICTは有力。ICTを利活用できることが障害のある方の自立支援につながり、そのための学びの支援にICTは健常者同様生かされるべき。一人一人に寄り添った連携を保つためには、就学前からの関係機関との連携にもICTが生かされなければならない。

Ⅴ. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 就学前、小学校、中学校、高等学校、大学、就労という連続性の中で情報の引継ぎは重要。
- 福祉と学校と家庭とのトライアングルの関係の中で、例えば放課後デイサービス等の福祉の関係者が現場に入り特別支援教育を支えていくというような関係性も重要。